

青森県報

第三千四百八十号

平成二十三年
十二月二十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し
(高齢福祉課) …… 一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生
(水産振興課) …… 一
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生
(同) …… 一

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
(情システム課) …… 二
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公示
(県民生活課) …… 二
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告
(同) …… 三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
(経営支援課) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
(会計管理課) …… 四
- 右 同 …… 四
- 出先機関
(同上地域) …… 五
- 土地改良区の役員の就任 …… 五

告 示

青森県告示第九百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のと

おり指定居宅介護支援事業者に係る同法第四十六条第一項の指定を取り消したので、
同法第八十五条第三号の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 取 月 日 消
株式会社おだやか	八戸市大字田面 木字前平三八の 一三	株式会社おだやか	八戸市大字田面 木字前平三八の 一三	平成 三・三・三	

青森県告示第九百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇の二 東 田 寿 夫 下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代二四 竹 林 雅 史	猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協 同組合の地区	小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業

青森県告示第九百四十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第

四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六五の三	外ヶ浜第一加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六五の五	木村清美
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神五	外ヶ浜第二加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館今津才の神三	福井正実
東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二二六の六	外ヶ浜第三加入区
東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二二五の二〇	佐川光博
東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二二七	外ヶ浜第四加入区
むつ市脇野沢小沢九の一	木浪金悦
むつ市脇野沢蛸田二二の三	木浪達義
東津軽郡今別町大字今別字西田二二六の二	脇野沢村加入区
東津軽郡今別町大字村元字一村元一	宮本石雄
	竜飛今別加入区

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
全庁LANネットワークシステム通信機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年十一月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
みちのくリース株式会社
青森市橋本一丁目四の一〇
- 六 契約金額
三千七百七十七万六千六十円
- 七 契約の相手方を決定した手続
質貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十三年十月十九日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 team Step by step

三 代表者の氏名

葛西 優子

四 主たる事務所の所在地

黒石市大字豊岡字豊岡四六の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのあるなしにかかわらず、すべての児童が地域社会で互いに理解することで、心身ともに健全に育成され、自立していけるよう障害福祉サービス事業や子育て応援事業などにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。  
平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しゅらく

三 代表者の氏名

清水 信敏

四 主たる事務所の所在地

八戸市湊高台二丁目一三の一七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、介護サービスに関する事業、職業能力開発事業

まちづくり・産業創出を目指す地域振興事業、子どもの健全育成事業、消費者保護活動等を行うことにより、地域住民が真の豊かさを感じ、自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役 宮下直行

2 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 宮地邦明

3 三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 村田隆一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成二十三年十二月二十一日から平成二十四年一月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
除雪グレーダ（四・〇メートル級） 二台（下取一台）
- 二 調達方法
物品の交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十三年十月十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
コマツ建機販売株式会社東北カンパニー青森支店
青森市大字三内字丸山三九三の一八八
- 七 契約金額
四千四百四十一万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日

平成二十三年九月二十一日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
環境放射能水準調査に係る空間放射線測定器等 一式
- 二 調達方法
物品の購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十三年十一月二十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社千代田テクノル青森営業所
上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平の一六
- 七 契約金額
五千三百五十五万円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十三年十一月二日

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年十二月二十一日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

理事	役員 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
大槻 捷利			十和田市大字米田字ヒザ森一の一	平成三・九・六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭